## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。 この届出がない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行って下さい。該当者への通知 は7月中旬頃に発送いたします。

- ※6月に「児童手当」の現況届を提出いただいた方でも、「児童扶養手当」または「特別児童扶養手当」を受給する ためには、8月の本現況届を提出する必要があります。
- ※所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ※「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意下さい。
- ※期間中に「現況届」の提出がない場合、12月の支払いに間に合わない場合もあります。
- ※届出は必ず受給者本人が行って下さい。(代理人での受付は出来ません)
- ※所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をして下さい。
- ※混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越し下さい。
- ※庁舎間連絡バスもございますので、ご利用下さい。

地域	受付期間	受付場所	受付時間
与那城・勝連	8月1日(月)・8月2日(火)	・ うるま市役所東棟 (新庁舎) 3階大講堂	・午前9時~11時30分 ・午後1時~4時
石 川	8月3日(水)・8月4日(木)		
具志川	8月5日(金)~8月26日(金) (※土、日を除く)		
全 地 域日曜窓口	8月21日(日)		・午前9時~11時30分 ・午後1時~3時

【お問い合わせ】児童家庭課 ☎973-4983

ひとり親家庭のご家庭へ、大切なお知らせ

# 「児童扶養手当」の加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、 児童扶養手当の第2子の加算額及び第3子以降の加算額が変更されます。

#### 平成28年8月分から

#### 加算額が、増額されます。

【 第2子 】5千円⇒最大で1万円に 【第3子以降】3千円⇒最大で6千円に ※上記はいずれも月額です。

#### 平成29年4月分から

### 物価スライド制を導入します。

物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を児童扶養手当の加 算額にも導入します。

## ■加算額の増額の目的と内容(平成28年8月分から)

※増額後の手当は、平成28年12月に 支給されます。

- ▶ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならず、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額を増額することが決定されました。
- ▶また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

【お問い合わせ】児童家庭課 母子係 ☎973-4983